

よくあるご質問 (FAQ)

秋田県国際交流協会
(2026.03)

- Q1 バスの貸切代は助成の対象になりますか。
A1 あります。助成金請求の際に領収書(写しても可)の提出が必要です。
- Q2 イベントの参加費に入場料等を含めて徴収した場合でも、全額助成の対象になりますか。
A2 別表(1)「対象となる経費」により、文化・スポーツ施設等への入館・入場料がある場合は、高校生以下又は外国籍の方の分は対象となります。通訳を含む引率者については、3名が上限です。
- Q3 当団体の会員(関係者)だけで行うイベント(一般の参加者がいない)は、助成対象になりますか。
A3 対象となる事業は「一般の県民も参加できるもの」(要綱第3条1項2号)でなければなりません。
- Q4 市からの委託契約に基づき、日本語教室を実施しています。その契約に基づき実施する日本語教室の日程とは異なる期日に開催する日本語教室の会場費は助成の対象になりますか。
A4 要綱第3条2項1号により「事業の成果が、特定の個人・団体等または限定された参加者にのみ帰属するもの」は対象外です。なお、日本語教室で、学習者と地域住民との交流などを行う企画などがありましたら、助成対象となる場合もありますので、ご相談ください。
- Q5 駐日大使館から助成金または協賛金を受けた場合は、協会の助成対象となりませんか。
A5 そのような場合でも当協会の助成の対象となります。
- Q6 イベントを行う際に、照明・音響などの設置・運営については業務を外部委託したいと考えています。そのような委託費については対象となるでしょうか。
A6 委託費(料)については対象になりません。
- Q7 海外から当団体と交流のある友好交流団体を迎え、歓迎レセプションや交流会を行いたいのですが、助成対象になりますか。
A7 要綱第3条2項2号にあるように「単に発表や展示、鑑賞や視察だけのもの」は対象外ですが、「意見交換や交流試合など双方向的な交流の実態があり、かつ参加者の能動的なかかわりがあるもの」は対象となる可能性があります。詳しい内容をお伺いした上、可否を判断させていただきます。
- Q8 事業の内容を変更したいのですが、どうすればよいですか。
A8 事前に、所定の様式「国際活動助成金(変更・中止)承認申請書」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
- Q9 事業を中止することにしました。どうすればよいですか。
A9 速やかに、所定の様式「国際活動助成金(変更・中止)承認申請書」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。
- Q10 「実績報告書(様式第5号)」の中の「秋国協第〇号で助成金交付決定された事業」とありますが、番号はどこに記載されていますか。
A10 助成決定時に発行する「秋田県国際交流協会国際活動助成金交付決定通知書」の右上に記載されている番号を記入してください。

Q11 複数回に渡って様々な活動をする場合、実施期間や開催場所などはどのような書き方をしたらよいのでしょうか。

A11 【記載例】

(1) 助成金交付申請書の記入方法について

① 実施日・期間・・・最初の事業実施日より最終の事業実施日

② 開催場所・会場・・・〇〇研修室・〇〇公園・〇〇見学ほか

(2) 事業計画書の記入方法について

① 活動内容・・・①料理教室(内容) ②講座(内容) ③ツアー(内容)

② 日程・行程・・・①〇月〇日 00:00~00:00 場所:〇〇

②③同上